資料４

忠岡町子ども・子育て会議条例（案）

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、忠岡町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第２条　子育て会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

⑴　子ども・子育て支援事業計画に関すること。

⑵　その他目的達成に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　子どもの保護者

⑶　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

⑷　児童の健全育成を目的とする団体の代表

⑸　その他町長が必要と認める者

３　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第５条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

２　子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

３　子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

　（事務局）

第６条　子育て会議の事務局は、児童福祉担当課に置く。

（その他）

第７条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、子育て会議で協議の上、定めるものとする。

附　則

　この条例は、平成25年10月１日から施行する。

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

【参考】

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第７７条 　市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

**一** 　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

**二** 　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

**三** 　市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 　当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

２ 　前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

３ 　前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。